

政統発0707第3号
平成29年7月7日

各都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

平成29年医療施設静態調査及び平成29年患者調査に
関する事務の処理基準について（通知）

医療施設調査（基幹統計「医療施設統計」を作成するための調査）及び患者調査（基幹統計「患者統計」を作成するための調査）の実施につきましては、平素から格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

医療施設調査及び患者調査に関する事務につきましては、統計法施行令（平成20年政令第334号）第4条により法定受託事務と位置づけられ、また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9において、国は地方公共団体が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めることができるとされております。

つきましては、平成29年医療施設静態調査及び平成29年患者調査に関する事務の処理基準を下記のとおりといたしますので御了知いただきますとともに、指定都市、中核市、保健所を設置する市（指定都市及び中核市を除く。）及び特別区の市区長に対する連絡につきましても、併せて貴職からよろしくお取り計らい願います。

記

1 医療施設調査

- (1) 平成29年医療施設静態調査の実施について（通知）（平成29年7月7日付 政統発0707第1号）
- (2) 平成29年医療施設静態調査実施要領（別途送付）

2 患者調査

- (1) 平成29年患者調査の実施について（通知）（平成29年7月7日付 政統発0707第4号）
- (2) 平成29年患者調査実施要領（別途送付）